

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前 9時55分)

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、9番、安藤賢一君、10番、金井徹君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には、事務局、小山邦之君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局。

事務局長 それでは、議案書1ページ、現地確認調書2ページからとなります。

議案第1号について説明申し上げます。

番号1、図面番号1をご覧ください。

農地の所在は大字山子田字北谷地1544番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,164平米となっております。権利種別は3条有償移転。内容は売買です。譲渡人の方は長岡の方です。経営面積は自耕作地54アールとなっております。申請事由は高齢により農作業が大変になってきたため申請地を譲り渡したいとのことでございます。譲受人の方は山子田の方です。経営面積は自耕作地69.8アールです。申請事由は経営規模拡大のため申請地を譲り受けし、耕作していきたいとのこと。譲受世帯の稼働人員は3人中2人です。

なお、議案書3ページに番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

ただいまの議案第1号、番号1の案件につきまして、事務局長の説明のとおりでございます。譲受人は5年前に努めている会社を退社して農業に従事し始めました。それで、現在農業専門にやっているわけです。それで、今年は米のブランド化を図る作業を始め、秋の産業祭にもブースを設けて米の販売をいたしておりました。そういった面において、譲受人にこの農地の使用においては適当かと思えます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当とします。

次に、番号2について、事務局、説明を求めます。

事務局。

事務局長 それでは、議案第1号、番号2について説明申し上げます。

議案書は1ページ、現地確認調書は4ページからとなります。

農地の所在は大字新井字多屋1541番4。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は331平米です。権利種別は3条有償移転。内容は売買です。譲渡人の方は新井の方です。経営面積は自耕作地7.9アール。申請事由につきましては、農地の管理ができず困っていたところ、譲受人より申出があったため申請地を譲り渡したいとのことです。譲受人は新井の方です。経営面積は自耕作地99.8アール。申請事由につきましては多角的に経営しているが、経営規模拡大のため申請地を譲り受けして野菜を作りたいとのことです。譲受世帯の稼働人員ですが、5人中2人です。

なお、議案書4ページには番号4に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、番号2の説明を終わります。

議長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

4番、推進委員の小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第1号、2番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。周辺状況等、若干補足説明をさせていただきたいと思えます。

まず申請地につきましては、榛東中グラウンドの東にある緑地公園、これの南を50メートルほど下って奥に入ったところということで、現地調書の4ページに位置図が記載されてございます。ちょっと奥まったところでございます。北側については狭いですが、公道、村道が走ってございます。また、東側、西側については住宅ということで、南側は今回譲受人が所有している農地に面しているということで、先ほど言ったように多角的に農地の経営ということで、今後一体化をした形の中で、ホウレンソウ、ナス等の野菜を栽培していくということでございます。周辺状況については、農地が非常にちょっと少ないところではございますけれども、トータル的には非常に多角的に経営しているということでございますので、地元委員として許可相当と思われまます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上でございます。

議長 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

次に、番号3について、事務局、説明を求めます。

事務局。

事務局長 それでは、議案第1号、番号3について説明申し上げます。

議案書は1ページ、現地確認調書は6ページからとなります。

農地の所在は大字新井字北原2837番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,638平米です。権利種別は3条有償移転。内容は売買です。譲渡人の方は前橋市の方です。経営面積は自耕作地50.5アールです。申請事由は、相続財産管理人として申請地の管理をしているが、譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。譲受人の方は高崎市の方です。経営面積は借入地79.8アールです。申請事由は、高崎市で主に水稲とブルーベリーを栽培しているが、経営規模拡大のため申請地を譲り受けし、ブルーベリーを栽培したいとのことでございます。受入れ世帯の稼働人員は3人です。

なお、議案書5ページに番号3について農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、番号3の説明を終わります。

議長 長 番号3について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員 5 番、小池君。

小池委員 推進委員 5 番の小池です。

ただいまの 3 番につきましては、今、事務局長の説明のとおりでございます。

現地確認調書の 6 ページ、7 ページを開いてください。

県道を下っていきますと、元 11 区の公会堂があった跡地を 200 メートルほど北に入ったところにあります。周囲につきましては、去年までは市民農園として役場で借りて管理していたところなのですけれども、その一部を買い受けるというのが今回の申請になっております。

この件につきましては、今年の 5 月に個人での申請があったわけですが、このときには、この方の所有する農地が耕作放棄状態のものがあるということで不許可になった案件でございます。今回は会社としての申請ということで、79.8 アール、この面積があるわけなのですけれども、この耕作状況につきましては、事務局で確認したところ、全部使われているということが確認されております。

5 月以降は耕作放棄状態の確認をしたところ、所有者が決まらないものですから、草は伸び放題で、その後、弁護士のほうを通してシルバー人材センターに依頼がいつて、結局、草が刈られたのは秋になってからという状況でした。できれば早く所有者を決めてもらえればいいかなとは思っています。

以前の個人での申請は不許可になったのですけれども、今回、会社としての申請になりますので、個別に判断ということを考えますと、許可相当と思っておりますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。よろしいですか。

（「なし」という声あり）

議長 　　それでは、採決に移ります。

番号 3 について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 　　全員賛成。よって、番号 3 は原案のとおり許可相当とします。

次に、番号 4 について、事務局、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 　　それでは、議案第 1 号、番号 4 について説明申し上げます。

議案書は 2 ページ、現地確認調書は 8 ページからとなります。

農地の所在は大字広馬場字宮室 718 番 2。地目は登記簿、現況ともに田。面積は 700

平米です。権利種別は3条有償移転。内容は売買。譲渡人の方は前橋市の方です。経営面積は自耕作地7アールです。申請事由は、体調も思わしくなく、耕作していくことも困難なため、隣接地の所有者である譲受人に譲り渡して有効活用してもらいたいとのことです。譲受人の方は山子田の方です。経営面積は自耕作地59.2アール。申請事由は、譲渡人より申入れを受け、申請地を譲り受けして野菜などを作っていきたいとのことです。譲受け世帯の稼働人員は3人中2人です。

なお、議案書6ページに番号4に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、番号4の説明を終わります。

議長 番号4について事務局長の説明が終わりました。

何か意見はございませんか。

10番、金井君。

金井委員 10番、農業委員の金井です。

ただいまの案件につきまして、事務局長の説明のとおりです。

申請地は宮室集会所の前の広金線を200メートルくらい金古方面に向かって左に曲がったところでは東は水田で道路、西は水田で道路です。南は水田と住宅、北側は道路で住宅です。私としては許可相当と思われまので、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号4は原案のとおり許可相当とします。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書は7ページ、現地確認調書は11ページからとなります。

農地の所在は大字長岡字梨木平1991番3。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は

641平米のうち500平米です。権利は使用貸借。貸付人は長岡の方です。借受人は長岡の方です。転用目的は露天駐車場。施設等につきましても露天駐車場となっております。転用理由につきましては、借受人は現在村内で自動車中古車販売・修理解体業を営んでいるが、規模拡大を考えていたところ、貸付人の快諾が得られたため、申請地を露天駐車場として利用したいとのこととございます。また、貸付人は借受人の申出を受け、申請地を貸与するとのこととございます。備考でございます。農振除外済み。農地区分は1種農地となっております。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員1番、岩田君。

岩田委員 議案第2号、番号1の件について、場所をご説明します。

卯三郎こけしの信号を上を約500メートル上がっていった右側のところになります。そして、現在この方が解体とかそれをしているすぐ北側の桑畑になります。この桑畑を今度は露天駐車場として使いたいということで、雨水等の心配は地下浸透ということで考えています。私としては露天駐車場であれば許可相当というふうに考えています。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 農業委員7番の高橋です。

ちょっと1件ですね、残った農地141平米、この奥まったところで道もないのですけれども、そのあたりはどうなるんでしょうか。

議長 事務局、何かありますか。

事務局。

事務局長 ただいまのご質問ですが、現地確認調書の12ページの公図の写しのところをご覧ください。

太線で囲ってあるところが今回申請をされた1991の3です。地目面積が641平米ということでございますが、許可面積として500平米ということで、それ以上の面積を許可する対象になっていないということで、500平米に限らせていただいての申請ということで、利用土地についてはこちらの東側の道路を利用していくと。残地については今のところ利用目的等のお話は伺っておりません。

以上です。

議 長 よろしいですか。

ほかに何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 この残った土地に関して、農業できる状態じゃないと思うんですけども、また時間を追ってもう1回、転用が出るんでしょうか。

議 長 事務局。

事務局長 所有者の方と利用者の方の考え方がございますので、事務局として将来どうなるかということはお答えできません。現状では農振地域ですので、まず農振除外をされる際に、この500平米ということで申請が上がっており、認められた面積に対して今回転用の申請が上がってきているということでございます。そのため奥の残地についての利用目的等は確認できておりませんので、将来的にこうなりますということはおちょっと明言できませんので、申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

議 長 よろしいですか。

6番、十河君。

十河委員 そうすると、今現在の持ち主は、その畑に入るのに入れなくなるということはお放棄地になっちゃうということですか。

議 長 道がないからね。

十河委員 はい。

議 長 事務局。

事務局長 露天駐車場用地ということで申請がございしますが、こちらのほう売買ではなくて貸借、貸し借りということなので、奥の畑を使う際は貸し借りの中で調整されるのかなという。管理できない土地が残ってしまうのも大変だと思いますので、その辺は融通をし合うのかなというところは、ちょっと臆測になってしまいますがそうなると思います。

岩田委員 地元の委員として、貸す当人に聞いたら、あとはまたそこの所有者、前の所有者にもう以前聞いたのですけれど、桑畑を持っている所有者は農機具等がないので、なるべくでしたらそういう方に管理をしてもらいたいという話です。そこは立ち入ってしまうのですけれど、今、局長が言うように双方で相談して管理をしてくださいと、放棄地にしないようにしてくださいという助言はできると思います。

以上です。

議 長 7番、小川君。

小川委員 7番、推進委員の小川です。

現在ここは耕作放棄地になっているのですかね。

岩田委員 なっています。

小川委員 そうすると、先ほど十河委員さんが言われたとおり、これ残されちゃうと耕作放棄地を解消できないと思うんですよ。ましてや入り口がなければ、そのままずっとなおひどくになると思うのですけれども、これはもう少しよくあれじゃないですか、当事者によく話を伺って、耕作放棄地にならないようにやってもらったほうがいいと思うのですけれども。以上です。

議 長 岩田君。

岩田委員 ここだけ残っちゃうのもあれですから、そこは双方で相談してもらって、桑を耕作放棄地にならないように、この前の所有者、解体をやっている所有者の方に話をして、これだけの面積だから耕作放棄地にならないようにしてくださいと、この元の地主さんからお願いするしかないのですけれども、そういうような形でお話したいと思います。

議 長 今、地元委員からそういった説明を受けたわけでございます。借りる人間がするのか地主がするのか分からないけれども、要するにこの管理はするということで、皆さんに納得してもらえればと思います。

それでは、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 賛成多数で、番号1は許可相当とします。

そして、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

続いて、番号2について、事務局、説明を求めます。

事務局。

事務局長 それでは、議案第2号、番号2について説明申し上げます。

議案書は7ページ、現地確認調書は14ページからとなります。

農地の所在は大字新井字高塚2942番9。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は294平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人の方は新井の方です。譲受人の方は前橋市の方です。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅125.87平米でございます。転用理由につきましては、譲受人は現在、前橋市でアパート生活をしているが、将来のことを考え、自宅の建築を計画していたところ、譲渡人の了解を得られたため、申請地に自己住宅を建築したいとのことでございます。また、譲渡人はおいである譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外

済み。農地区分は2種農地となっております。

以上で、議案第2号、番号2の説明を終わります。

議長 番号2について、事務局の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番の小池です。

ただいま2番につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

現地確認調書の14ページから16ページを見ていただきたいと思います。

現地はバイパスの東側で、林業試験場に入っていく角となっております。東側は住宅、南と西側は道路になっています。一部、東側と北側が農地に接していますが、農地のほうが若干高くなって、傾斜がついております。雨水につきましては自然浸透と、雑排水につきましては下水道に接続という形で、農地に対して影響はないと思いますので、許可相当と思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

続いて、番号3について、事務局、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号3について説明申し上げます。

議案書は7ページ、現地確認調書は17ページからとなります。

農地の所在は大字広馬場字上サ2663番5。地目は登記簿、畑、現況、通路となっております。面積は14平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人の方は広馬場の方です。譲受人の方は広馬場の方です。転用目的は通路用地。施設等は通路用地14平米となっております。転用理由につきましては、譲受人は申請地西に宅地を購入したが、東側村道との接道がないため、申請地を通路用地として購入したいとのことでございます。譲渡人は譲受人の要望を受け、申請地を譲渡するとのことでございます。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。追認事案となっております。

以上で、議案第2号、番号3の説明を終わります。

議 長 番号3について、事務局の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

6番、十河君。

十河委員 6番、農業委員、十河です。

ただいまの事務局の説明のとおりですけれども、地元委員として少し補足させていただきます。

場所は自衛隊の南側の道路を北に上って、一倉総業さんの手前の道を左に曲がって約300メートルの場所なのですけれども、こちらの場所は、もう先代のときから通路として利用していきまして、今回この申請人が購入されたときは、もう道路と使用されていたのですが、最近になって、ここがまだ畑だったということが分かりまして、申請に至りました。地元委員としては許可相当と思われまますので、審議をよろしく願いいたします。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時15分)